

国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(他の規則の準用)</p> <p>第7条 この章に定めるもののほか、年俸制特定教員の就業に関する事項については、就業規則（第23条及び第64条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同規則第2条第3項の規定により年俸制特定教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教員就業特例規則（平成16年達示第71号。以下「教員就業特例規則」という。）第3条、第10条及び第12条の規定中「学系会議等」とあるのは「教授会又はこれに代わる会議」と、第3条第4項中「組織の長（全学教員部会議にあっては国立大学法人京都大学教員選考規程（平成27年達示第76号。以下「教員選考規程」という。）第12条第1項に規定する担当理事。以下「組織の長」という。）」とあるのは「組織の長（以下「組織の長」という。）」と、就業規則第15条第3項の規定により年俸制特定教員に準用する休職に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員休職規程（平成16年達示第77号。以下「休職規程」という。）第2条第1項及び第4条第1項の規定中「学系会議又は全学教員部会議」とあるのは「教授会又はこれに代わる会議」と読み替える。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項前段の規定にかかわらず、就業規則第22条第1項第1号の規定は、総合生存学館又は国際高等教育院において雇用する場合（大学が特に認める場合に限る。）は、これを準用しない。</p> <p>4 前項の規定は、当該雇用する年俸制特定教員が労働契約法（平成19年法律第128号）第18条の規定により、期間の定めのない労働契約に転換した場合（以下「無期転換した場合」という。）においては、これを適用しない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(他の規則の準用)</p> <p>第7条</p> <p>(同 左)</p> <p>2</p> <p>3 第1項前段の規定にかかわらず、就業規則第22条第1項第1号の規定は、総合生存学館、国際高等教育院又は高等研究院において雇用する場合（大学が特に認める場合に限る。）は、これを準用しない。</p> <p>4 (同 左)</p> <p>附 則 この規則は、平成28年4月1日から施行する。</p>